

令和8年度札幌市入院者訪問支援事業実施業務 評価基準

評価項目	評価の視点	配点	
事業趣旨の理解(10点)	精神障がいに関する知識や精神障がい者が抱える困りごとへの理解がある上、本事業の趣旨を十分に理解しているか。	10	
精神障がい者への相談支援実績(30点)	業務を円滑に実施できると判断できるだけの、精神障がい者に対する相談支援の十分な実績や、精神保健福祉に関する制度や事業を行う他機関との連携を行っている十分な実績があるか。	30	
業務に関する内容 (60点)	実施体制(30点)	<ul style="list-style-type: none"> ・当該事業の事務局機能を果たすための十分な人員の配置や具体的な方策、また事業の主業務である訪問支援活動の調整が円滑に行われるための具体的な方策があるか。 ・研修の実施時期や訪問支援活動を実施するにあたっての計画が具体的なものか。 ・訪問調整のタイムラインが迅速かつ現実的か。 	30
	訪問支援員の確保と研修(20点)	<ul style="list-style-type: none"> ・精神保健福祉に関する一定の知識を有するもの等を対象とした支援員を安定的・継続的に確保するための具体的な募集策があるか。 ・国のカリキュラムに沿った養成研修の実施計画や、活動開始後の離職防止・質向上のための具体的なフォローアップ計画があるか。 	20
	効果測定(10点)	業務の効果測定、課題及び改善策の精査(提案)を行っていくための方法が具体的で効果的なものとなっているか。	10
合計(委員1人あたり)		100	